

③財政的措置について

平成23年度補正予算の概要について

環境省

平成23年度補正予算に盛り込まれた環境省関連の施策は次のとおり。

1. 災害廃棄物処理の円滑な推進 3,519億円

今般の震災では、空前の大規模な地震と津波により、甚大かつ広範な被害が発生しており、膨大な災害廃棄物（瓦礫等）の円滑な処理が急務となっている。そのため、補助率の嵩上げ（1/2～8/10～9/10）を行う。

2. 廃棄物処理施設の災害復旧の円滑な推進 164億円

今般の震災で発生した膨大な災害廃棄物（瓦礫等）を処理するため、甚大な被害を被ったごみ処理施設等について、その機能を早急に回復することが急務となっている。そのため、補助率の嵩上げ（8/10～9/10）を行う。

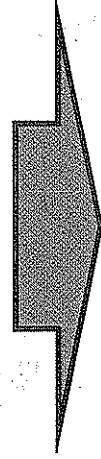
3. 被災地における環境モニタリング緊急調査 4億円

今般発生した震災に伴い、被災地においては、建築物解体や瓦礫処理などによりアスベストの飛散や被災した工場などからの有害物質等の漏出等の環境汚染の拡大が懸念されており、被災地周辺の環境に関する基礎的な情報を的確に把握する必要があるため、環境モニタリング調査を緊急に行う。

東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業

市町村(一部事務組合を含む)がその事務として行う災害により必要となった廃棄物の処理等に
 係る事業について、要した経費の一部を補助することで生活環境の保全及び公衆衛生の確保を
 図ることを目的とする。

通常		東日本大震災			
対象	被災市町村	被災市町村	特定被災地方公共団体	特定被災区域	左記以外
国庫補助率	1/2	1/2	対象市町村の標準税収入に対する災害廃棄物処理事業費の割合に応じて補助 ・標準税収入の10/100以下の部分 は、その額の50/100 ・標準税収入の10/100を超え20/100以下の部分は、その額の80/100 ・標準税収入の20/100を超える部分 は、その額の90/100	1/2	1/2
地方財政措置	地方負担分の80%について交付税措置	地方負担分の全額について、災害対策債により対応することとし、その元利償還金の95%について交付税措置	地方負担分の全額について、災害対策債により対応することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置、残金の5%については特別交付税措置	同左	地方負担分の95%について特別交付税措置



通常の災害廃棄物処理については必要経費の1/2を補助しているが、今回の震災は阪神淡路大震災よりも規模
 が大きく被害も広範囲に及び、県が災害救助法に基づき実施する災害救助と並行して一体的に処理を進めてい
 くことが必要な状況にあることを踏まえ、特例として災害救助法の負担率を勘案した嵩上げを行い、市町村等の
 負担を軽減し生活の早急な回復を図ります。

(改正後全文)

環廃対発第070402002号

平成19年4月2日

(改正)

環廃対発第110502001号

平成23年5月2日

各都道府県知事 殿

環境事務次官

災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について

災害廃棄物処理事業費国庫補助金の交付については、昭和50年2月18日厚生省環第109号厚生事務次官通知の別紙「災害廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、補助金の名称を「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金」に変更し、別紙「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」により平成19年4月1日以降発生分から適用することとしたので、この旨貴管下市町村等に対し貴職から通知し、周知徹底されたい。

説明資料用に抜粋しているため、様式等全文については下記アドレスを参照されたい。

<http://www.env.go.jp/jishin/haikibutsu-tokurei.html>

別紙

災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱

(通 則)

1. 環境省所管に係る災害等廃棄物処理事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定によるほか、この交付要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

2. この補助金の交付の対象となる事業は、別に定める災害その他の事由により被害を受けた市町村（一部事務組合を含む。）が行う災害等廃棄物処理事業とする。

(交付額の算定方法)

3. この補助金の交付額は、別に定める「災害等廃棄物処理事業費国庫補助対象事業限度額表」に定める額の範囲内において、補助対象事業費に係る実支出額と総事業費から当該事業のための寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に2分の1を乗じて得た額とする。

ただし、算定された事業ごとの交付額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

4. この補助金の交付の申請は、別紙（2）に基づき作成し、毎年度別途指示する期日までに環境大臣に提出するものとする。

(交付決定までの標準的期間)

5. 環境大臣は、交付申請書が到着した日から原則として7週間以内に交付の決定を行うものとする。

(実績報告)

6. この補助金の事業実績報告は、別紙（3）に基づき作成し、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに環境大臣に提出するものとする。

(精算交付申請手続)

7. この補助金について精算交付申請を行う場合は、別紙(4)に基づき作成し、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は毎年度3月25日のいずれか早い日までに環境大臣に提出するものとする。

(交付に関する細目)

8. この補助金の細目については、2.、3.、4.、6.及び7.に掲げる事項のほか、別紙(1)災害等廃棄物処理事業費国庫補助交付方針によるものとする。

(その他)

9. 特別の事情により3.、4.、6.、7.及び8.に定める算定方法及び手続等によることができない場合は、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(東日本大震災に係る特例)

10. 東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業に係る補助金の交付については、2.から7.の規定にかかわらず、以下に掲げる(1)から(8)の規定によるものとする。

(交付の対象)

- (1) 補助金の交付の対象となる事業は、東日本大震災により被害を受けた市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)が行う「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業実施要領」(平成23年5月2日環廃対発第110502002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙)に定める損壊家屋等の解体事業を含む災害等廃棄物処理事業とする。
- ただし、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)(以下「財政援助法」という。)第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体の市町村(以下「特定被災地方公共団体等」という。)以外が行う損壊家屋等の解体事業を含む災害等廃棄物処理事業に係る事務処理については、4.から7.の規定によるものとする。

(交付額の算定方法)

- (2) 交付額の算定は以下の規定によるものとする。
- ① 追加通知様式「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業費国庫補助対象事業限度額表」に定める額の範囲内において、各年度の補助対象事業に係る実支出額と各年度の総事業費から当該事業のための寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額(以下「処理費総額」という。)を選定する。

② ア及びイから得られた額を交付額とする。

ただし、算定された事業ごとの交付額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 特定被災地方公共団体等における補助金の場合

(ア) 処理費総額が、平成23年度における当該市町村の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第4項に規定する標準税収入をいう。以下「標準税収入」という。）の10/100に相当する額以下の場合、処理費総額に50/100を乗じて得た額

(イ) 処理費総額が標準税収入の10/100に相当する額を超える場合、aからcまでに掲げる方法で得た額の合算額

a 処理費総額のうち標準税収入の10/100の部分の額に50/100を乗じて得た額

b 処理費総額のうち標準税収入の10/100を超え、20/100以下の部分の額に80/100を乗じて得た額

c 処理費総額のうち標準税収入の20/100を超える部分の額に90/100を乗じて得た額

(ウ) 特定被災地方公共団体等で構成する一部事務組合により災害廃棄物の処理が行われている場合の補助額は、当該一部事務組合が実施した処理費総額を、当該一部事務組合の規約で処理費の分担について定めた割合（以下「分担割合」という。）により当該一部事務組合を構成する特定被災地方公共団体等に配賦する方法により、上記（ア）又は（イ）と同様に算定した額の合算額

なお、特定被災地方公共団体等及びそれ以外の市町村で構成する一部事務組合により災害廃棄物の処理が行われている場合の補助額は、分担割合により当該一部事務組合を構成する特定被災地方公共団体等及びそれ以外の市町村に配賦する方法により、特定被災地方公共団体等の場合は上記（ア）又は（イ）と同様に算定した額と、それ以外の市町村の場合は1/2を乗じて得た額の合算額

イ 特定被災地方公共団体等以外の市町村の補助金の場合

処理費総額に1/2を乗じて得た額

(交付の条件)

(3) 補助金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

① 事業計画の変更

補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）の計画について変更が生じた場合には、別紙（6）の別記（1）に準じて、変更する事業計画説明書を作成し、これを環境大臣に提出しなければならない。

② 工期の変更

事業が予定の期間内に終了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、別紙（9）により毎年度2月末日までに環境大臣に提出して、その指定を受けなければならない

い。

③ 財産の処分

ア 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により環境大臣が別に定める期間を経過するまで、環境大臣の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

イ 環境大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

ウ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

④ 補助金調書

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙（10）による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

（事務手続等）

（4）補助金の交付申請、事業実績報告及び精算交付申請については、それぞれ、別紙（6）、別紙（7）及び別紙（8）に基づき作成し、これを環境大臣に提出するものとする。なお、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、別紙（6）に準じて変更の交付申請書を作成し、これを環境大臣に提出するものとする。また、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙（11）により環境大臣に提出するものとする。

（概算払）

（5）環境大臣は、必要があると認めるときは補助金の全部又は一部について、概算払をすることができるものとする。

（労働安全衛生面への配慮）

（6）当該災害等廃棄物処理事業は、従事者の労働安全衛生に係る関係法令等を遵守した上で行わなければならないものとする。

（交付に関する細目）

（7）補助金の交付に関する細目については、（1）、（2）、（4）及び（5）に掲げる事項のほか、別紙（5）に定める「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業費国庫補助交付方針」によるものとする。

(その他)

(8) その他の事項については、以下に掲げるとおりとする。

- ① 特別の事情により(2)、(4)及び(7)に定める算定方法及び手続等によることができない場合は、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。
- ② 地方財政措置に関しては、「平成23年度補正予算(第1号)に伴う対応等について」(平成23年4月26日付け総務省自治財政局財政課事務連絡)の災害対策債(第3の2(1)①イ)により対処されるものであること。

環廃対発第 110502002 号

平成 23 年 5 月 2 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実施について

災害のため実施した廃棄物の処理事業については、「災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について」（平成 19 年 4 月 2 日環廃対発第 070402002 号環境事務次官通知）により行われ、その取扱いについては、「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の取扱いについて」（平成 19 年 9 月 6 日環廃対発第 070906004 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）により行われているところであるが、今般、東日本大震災に係る標記事業の実施にあたり、別紙のとおり「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業実施要領」を定めたので、貴管内市区町村等に対し周知徹底されたく通知する。

別紙

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業実施要領

第1 目的

東日本大震災による被害は甚大であり、市町村機能が麻痺し、社会的経済的影響は極めて大きなものとなっている。この要領は、このような特別の事情に鑑み、市町村における災害等廃棄物処理事業の推進を支援し迅速な復興を進めるため、「災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について」（平成19年4月2日環廃対発第070402002号環境事務次官通知の別紙）（以下「交付要綱」という。）により補助するうえで、必要な事項を定めることにより、補助金の適正な執行と円滑な運用を図ることを目的とする。

第2 事業の実施主体及び事業内容

事業の実施主体は、損壊家屋等の解体事業を含む災害等廃棄物処理事業を行う市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）であり、その事業の内容は、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」（平成23年5月2日環廃対発第110502003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）によるものとする。

第3 事業計画の策定

事業を行うにあたっては事業計画を策定し、その計画に基づいて事業を実施しなければならない。なお、事業計画は原則として、全体事業計画を策定した上で各年度毎に振り分けることとする。

第4 事業費の範囲

補助対象となる事業費は、以下の経費とする。

1. ごみ処理事業のため直接必要な労務費、解体工事費、仮設工事費、運搬費、処理・処分費、借上料、自動車購入費、機械器具修繕費、燃料費、薬品費の合計額及びごみ処理事業者等への委託料、諸経費並びに事務費
2. し尿処理事業のため直接必要な労務費、運搬費、借上料、燃料費、薬品費の合計額及びし尿処理事業者等への委託料

第5 補助対象経費

補助対象経費は、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」（平成23年5月2日環廃対発第110502003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）によるものとする。

第6 適用除外

適用除外については、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」（平成23年5月2日環廃対発第110502003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課長通知) によるものとする。

第7 被害額の現地調査方法

被害額の現地調査方法については、「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の取扱いについて」(平成19年9月6日環廃対発第070906004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)により市町村が提出する災害等廃棄物処理事業の報告その他に基づき財務省係官立会の上、原則として現地調査を行うものとする。

ただし、補助金の概算払をする場合においては、次のとおり被害額の現地調査を行うこととする。

1. 実績部分について、収集・運搬、処分量及び解体件数について、日々の実績と計画の対比、単価設定の根拠、契約書、見積書、伝票等の関係書類を確認して行う。
2. 見込み部分について、これらの実績等に基づき予定地区における収集・運搬、処分量及び解体件数の達成見込み等について、実績及び諸般の状況から推計して行う。

第8 留意事項

事業の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

1. 危険性、公共性等を配慮の上、計画的に実施すること。
2. 所有者等の存在を確認できた損壊家屋等の解体・処理は、それら所有者等の承諾を得た上で市町村が必要と認めたものに限るものであること。
3. 大企業及び中小企業、個人の混在するマンション等の解体で、大企業から負担金を徴収した場合にはその負担金は交付要綱でいう「寄付金その他の収入額」として扱うこと。
4. 災害廃棄物の処理にあたっては、極力分別に努め受入先との調整を図ること。
5. 災害廃棄物は、関係法令に基づいて適正に処理すること。

(改正後全文)

環廃対発第 110502003 号

平成 23 年 5 月 2 日

(改正)

環廃対発第 110527004 号

平成 23 年 5 月 27 日

各都道府県災害廃棄物処理担当部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課長

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについては、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実施について」（平成 23 年 5 月 2 日環廃対発第 110502002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）によるほか、別紙「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」によることとしたので、貴管内市区町村等に周知されるようお願いします。

なお、東日本大震災に起因しない災害については、従前の取扱いによるものとするので申し添える。

別紙

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて

第1. 通則

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業については、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実施について」（平成23年5月2日環廃対発第110502002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）によるほか、以下に定めるところにより取り扱うものとする。

第2. 対象となる経費

補助対象となる主要な経費の内容は次の各号に掲げるとおりである。

1 労務費

作業従事者に対する賃金（雇い上げの作業員等に限る。）。なお、必要に応じて作業員の輸送費を含むものとする。

2 解体工事費

ごみ処理事業に係るもので、「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」（平成19年4月2日環廃対発第070402002号環境事務次官通知の別紙）に基づく解体工事（解体工事に係る運搬費も含む）に必要な経費で、以下に掲げるもの

- ① 地上部分及びそれに相当する部分の解体工事費（地上部分の解体と一体的に工事が行われるものは対象とする。）
- ② 門扉、塀、立木について、損壊が著しく解体が必要と市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が判断した場合の解体費
- ③ 擁壁（倒壊し、隣地に倒れているようなもので、解体が必要と市町村が判断した場合の解体費は除く。）は、対象としない。

解体工事の対象となる家屋、事業所等は、市町村が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第22条に規定する「特に必要となった廃棄物の処理」として解体を行うことが必要と認める家屋、事業所等とする。

3 仮設工事費

ごみ処理事業に要する仮置場、仮設積出基地及び収集・運搬、処分に必要な最小限度の仮設道路の整備等に係る経費

4 運搬費

ごみ処理事業にあつては、ごみの発生場所から仮置場までの収集・運搬、仮置場から処理施設までの運搬及び仮置場における選別に要する費用（海上輸送費も含む）

し尿処理事業にあつては、くみ取りし尿の収集・運搬に要する費用

5 処理・処分費

破碎、焼却、埋立、再生に必要な経費（所有者を特定できない家電リサイクル法対象製品を、市町村がリサイクル業者に引き渡す際に支払うリサイクル料金（パーソナルコンピュータの場合は、リサイクルマーク非表示のものに限る。）を含む。）

6 借上料

ごみ処理事業にあつては、ごみ収集車、ごみ運搬車、ごみ運搬船、仮置場における重機及び仮置場の用地等の借上料

し尿処理事業にあつてはバキューム車、し尿運搬船等の借り上げ料

7 自動車購入費

ごみ処理事業に係る自動車の購入費については、1日当たりの借上相当額に日数を乗じて得た額

8 機械器具修繕費

ごみ処理事業に係る重機等の修繕費

9 燃料費

ごみ処理事業、し尿処理事業に係る自動車、船舶、重機等の燃料費

10 薬品費

ごみ及びし尿の処理・処分に必要な薬品費

11 委託料

ごみ処理事業、し尿処理事業について、災害により生じた廃棄物の処理を市町村が処理事業者、他市町村等に委託した場合の経費

なお、ごみの収集・運搬にかかる委託業務にあつては、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、消費税相当額を含むものとする。

また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき市町村が県に委託する災害廃棄物処理事務に要する経費を含むものとする。

12 諸経費

解体工事に要する額の15%の範囲内とする。

13 事務費

ごみ処理事業を施行するために必要な事務に要する旅費及び庁費（賃金、需用費（消耗品費、食糧費、燃料費、印刷製本費、光熱水料、修繕費）、通信運搬費、委託料、備品費、賃借料、使用料等）

14 単価・歩掛

別紙「廃棄物処理費の算定基準」及び「倒壊家屋等の解体工事費の算出基準」によることとし、これ以外の経費については、「国土交通省土木工事積算基準」や「建設物価」等を使用して得た単価・歩掛によることとする。

第3. 対象から除外される経費及び事業

1. 1市町村の事業に要する経費が、指定市及び組合構成に指定市を含む一部事務組合

にあつては 80 万円未満、市町村（指定市を除く。）及び組合構成に指定市を含まない一部事務組合にあつては 40 万円未満のもの

2. 通常時に排出されると見込まれる生活系のごみ処理事業に要する経費
3. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づいて、災害その他伝染病流行のおそれがある場合において行われるそ族、昆虫等の駆除のための薬剤散布
4. ごみ又はし尿の処理を自らが設置する施設において実施した場合は、当該処理に要した費用。ただし、市町村が設置する施設又は市町村からの委託による処理を実施する施設についてはこの限りではない。
5. 国土交通省所管の都市災害復旧事業として行われる堆積土砂排除事業
6. 自衛隊等が無償で実施した地域における解体、収集・運搬事業
7. 損壊家屋等の処理事業のうち、次の各号に該当するもの
 - ① 港湾、鉄道、道路等の公共事業等に係る施設等の解体事業
 - ② 官庁建物等災害復旧、公立・私立学校施設災害復旧費等災害復旧事業が個々の制度として設けられているもので、当該制度の適用になるもの
 - ③ 災害によるものであるかどうか写真や周囲の状況から見て、判別できないものの解体事業
 - ④ 中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者に該当しない企業（大企業）等が所有する賃貸マンション及び事業所等の解体事業

第 4. し尿処理事業の調査

通常災害における災害等廃棄物処理事業の場合、し尿くみ取り量は「厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について」（平成 19 年 7 月 26 日財計事務連絡第 168 号）により維持分として便槽容量の 1 / 2 を調査の対象から除外しているが、今般の大震災に伴う津波被害を受けた区域に係るし尿くみ取りについては、維持分を見極める要素がないため、全量を調査の対象とする。

第 5. その他

その他、本取扱いに定める以外のものについては、「東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関する Q & A」各種を参考のこと。

廃棄物処理費の算定基準

1. 適用範囲

廃棄物処理に係る主要な経費（収集費、現場から仮置き場まで及び仮置き場からの積出しの運搬費、中間処理費、最終処分費）の算出に当たっては、本基準によることとする。

2. 算出基準

廃棄物処理に係る主要な経費の算出は次頁の表により行う。

3. 廃棄物処理費

廃棄物処理に係る主要な経費の額は、2で求めた額と実勢価格と比較して、いずれか低い額を用いる。

表 廃棄物処理費

項目	算出式	備考
<p>収集費 (運搬費の一環)</p>	<p>収集費＝収集に係る費用で、県又は市町村の単価・歩掛により必要最小限の積み上げ額(労務費については、公共工事設計労務単価(国土交通省、農林水産省)も参照)。</p>	<p>○収集・運搬に必要なバックホウ、クレーン、ダンプトラック等の建設機械等の単価は、建設物価((財)建設物価調査会)、積算資料((財)経済調査会)等の公表資料を参照(単価がない場合は3者以上の見積もりを基本)</p>
<p>運搬費 (現場から仮置き場) (仮置き場からの積出し)</p>	<p>以下の運搬費単価をもとにダンプトラックの種類や廃棄物の量に応じて運搬費を積み上げる。</p> <p>運搬費(円/m³) = A/Q</p> <p>A : ダンプ1時間当たりの経費(円/時) Q : 1時間当たりの運搬土量(m³/時)</p> <p>Q = (60 × q × E) / Cm</p> <p>Q : 1時間当たりの運搬量(m³/時) q : 1台当たりの積載量(m³) E : 係数(0.9) Cm : 積み込み、運搬、積下しに要する時間(分)</p> <p>= βL + α = (60/V) × L + α</p> <p>β : 運搬1km当たりの所要時間(分/km) = (60/V)</p> <p>V : 運搬速度(km/時) L : 運搬距離(往復: km) α : 積込等による待ち時間(分)</p> <p>(参考)</p> <p>○1台当たりの積載量(q)</p> <p>2t ダンプトラック = 3.1 m³ (木質系)、1.6 m³ (ガラ系) 4t " = 4.6 m³ (木質系)、2.5 m³ (ガラ系) 10t " = 10.0 m³ (木質系)、6.6 m³ (ガラ系)</p>	<p>○収集・運搬に必要なバックホウ、クレーン、ダンプトラック等の建設機械等の単価は、建設物価((財)建設物価調査会)、積算資料((財)経済調査会)等の公表資料を参照(単価がない場合は3者以上の見積もりを基本)</p>
<p>中間処理費 (処理・処分費の一環)</p>	<p>中間処理費 = F × G</p> <p>F : 廃棄物重量(t) G : 1t当たりの処理費(円/t) (県又は市町村の単価による)</p>	<p>○コンクリート塊、可燃物等の中間処理の単価は、建設物価、積算資料等の公表資料も参照(単価がない場合は3者以上の見積もりを基本)</p>
<p>最終処分費 (処理・処分費の一環)</p>	<p>最終処分費 = H × I</p> <p>H : 廃棄物体積(m³) I : 1m³当たりの処理費(円/m³) (県又は市町村の単価による)</p>	<p>○安定型処分場及び管理型処分場における最終処分の単価は、建設物価、積算資料等の公表資料も参照(単価がない場合は3者以上の見積もりを基本)</p>

共通仮設費、現場管理費、一般管理費等 (委託料の一環)	ごみの収集・運搬にかかる委託業務に必要な共通仮設費、現場管理費、一般管理費等であって、「国土交通省土木工事積算基準」に定める基準により算定された額の範囲内とする。具体的な額の算定は、原則として、「国土交通省土木工事積算基準」に定める工種区分の「道路維持工事」により行うものとする。ただし、個々の業務内容から判断して、他の工種区分によることが妥当と認められる場合又は「農林水産省土地改良工事積算基準」に定める工種区分によることが妥当と認められる場合は、それぞれの工種区分により算定を行うことができるものとする。	○「国土交通省土木工事積算基準」、「農林水産省土地改良工事積算基準」を参照												
事務費	ごみ処理事業を施行するために必要な各種の事務（現地調査、分析試験、測量、計画策定、設計、施工管理等）に要する費用であって、ごみ処理事業の事業費の額に応じ、下の率により算定された額の範囲内とする。 <table border="1" data-bbox="384 712 927 994"> <thead> <tr> <th>ごみ処理事業の事業費</th> <th>事務費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3億円以下の額</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>3億円を超え5億円以下の額</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>5億円を超え10億円以下の額</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え30億円以下の額</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>30億円を越える額</td> <td>1.5%</td> </tr> </tbody> </table>	ごみ処理事業の事業費	事務費率	3億円以下の額	4.5%	3億円を超え5億円以下の額	3.5%	5億円を超え10億円以下の額	2.5%	10億円を超え30億円以下の額	2.0%	30億円を越える額	1.5%	
ごみ処理事業の事業費	事務費率													
3億円以下の額	4.5%													
3億円を超え5億円以下の額	3.5%													
5億円を超え10億円以下の額	2.5%													
10億円を超え30億円以下の額	2.0%													
30億円を越える額	1.5%													
消費税相当額	消費税相当額=5%													

(参考) 過去の実績例

阪神淡路大震災	災害廃棄物発生量 約1,450万トン 事業費 約3,246億円 処理単価 約2.2万円/トン
新潟県中越地震	災害廃棄物発生量 約60万トン 事業費 約195億円 処理単価 約3.3万円/トン
岩手・宮城内陸地震	災害廃棄物発生量 約0.44万トン 事業費 約6,841万円 処理単価 約1.5万円/トン

※処理単価は費用等がれき発生量等で単純平均したもの

倒壊家屋等の解体工事費の算定基準

1. 適用範囲

倒壊した木造家屋、鉄筋コンクリート製建物（RC）の解体工事費及び解体工事に伴う仮置き場までの運搬費の算出に当たっては、本基準によることとする。

2. 算出基準

解体費の算出は表1（木造家屋）及び表2（RC）により行い、解体工事に伴う運搬費の算出は表3により行う。

3. 算出額

解体工事費（解体工事に伴う運搬費を含む）の1㎡あたりの額は、2で求めた額と実勢価格と比較して、いずれか低い額を用いる。

表1 解体費（木造）

（単位：円）

項目	算出式	適用
解体工事費	解体工事費 $= (A \times \alpha + B \times \beta) \div 1.051$ $\times \text{延べ床面積 (m}^2\text{)}$ A：手解体費（円/㎡） B：機械解体費（円/㎡） α：手解体の割合 β：機械解体の割合 $\alpha + \beta = 1$	○手解体費及び機械解体費は、建設物価等による。 ○αとβの割合が不明の場合はα ≤ 1/3 の割合を標準とする。
仮設工事費 （解体工事に係る）	仮設工事費＝交通整理員等、必要最小限の積み上げ額	
諸経費	諸経费率15%以内 諸経費＝（解体工事費＋仮設工事費）×0.15以内	
消費税相当額	消費税相当額＝5%	
解体費合計＝解体工事費＋仮設工事費＋諸経費＋消費税相当額		

注) 各市町村の実績により、半壊、全壊で解体費用に区別をしている場合は、その値を適用する。

表2 解体費 (RC)

(単位：円)

項目	算出式	適用
解体工事費	解体工事費 $= \{(A \times \alpha) + (B \times \beta)\} \times C \div 1.051 \times \text{延べ床面積 (m}^2\text{)}$ A：大型ブレーカー使用費 (円/m ³) B：ハンドブレーカー使用費 (円/m ³) α：大型ブレーカーの割合 β：ハンドブレーカーの割合 $\alpha + \beta = 1$ C：単位面積当たりのガラ発生量 (m ³ /m ²)	○大型ブレーカー又はハンドブレーカーによる解体費は、建設物価等による。 ○αとβの割合が不明の場合はα≥4/5の割合を標準とする。 ○Cが不明の場合は、C=0.832 (m ³ /m ²)を標準とする。
仮設工事費 (解体工事に係る)	仮設工事費=交通整理員、防塵シート、足場掛け等、必要最小限の積み上げ額	
諸経費	諸経费率15%以内 諸経費=(解体工事費+仮設工事費)×0.15以内	
消費税相当額	消費税相当額=5%	
解体費合計=解体工事費+仮設工事費+諸経費+消費税相当額		

注) 各市町村の実績により、半壊、全壊で解体費用に区別をしている場合は、その値を適用する。

表3 解体工事に伴う運搬費（木造及びRC）

（単位：円）

項目	算出式	適用
解体工事費	<p>運搬費（円）＝（A/Q）×C×延べ床面積（㎡）</p> <p> A：ダンプ1時間当たりの経費（円/時） Q：1時間当たりの運搬土量（㎡/時） C：単位面積当たりのがれき発生量（㎡/㎡） $Q = (60 \times q \times f \times E) / C_m$ Q：1時間当たりの運搬土量（㎡/時） q×f：1台当たりの積載土量 E：係数（0.9） C_m：積込み、運搬、積下しに要する時間（分） $= \beta L + \alpha$ $= (60/V) \times L + \alpha$ β：運搬1km当たりの所要時間（分） $= (60/V)$ V：運搬速度（km/時） L：運搬距離（往復：km） α：積込等による待ち時間（分） </p> <p>注）路地等でダンプの進入が出来ず、手押し運搬等を行う場合は、別に積算する。</p>	<p>○算出式に用いる係数を各市町村で設定していない場合は、参考欄に示す値を標準とする。</p>
	<p>（参考）</p> <p>○ダンプ経費</p> <p>2t ダンプトラック 1時間当たりの経費＝4,175（円/時） 4t " " ＝4,775（円/時） 10t " " ＝6,950（円/時）</p> <p>○がれき発生量</p> <p>木造＝木質系 0.47（㎡/㎡） "＝ガラ系 0.34（㎡/㎡） RC＝ガラ系 0.832（㎡/㎡）</p> <p>○1台当たりの積載土量（q×f）</p> <p>2t ダンプトラック＝3.1㎡（木質系）、1.6㎡（ガラ系） 4t " ＝4.6㎡（木質系）、2.5㎡（ガラ系） 10t " ＝10.0㎡（木質系）、6.6㎡（ガラ系）</p> <p>○V≥6km/時（交通渋滞の解消策を図り、できる限りV≥10とする）</p> <p>○α≤16分</p>	
諸経費	<p>諸経费率15%以内 諸経費＝運搬費×0.15以内</p>	
消費税相当額	<p>消費税相当額＝5%</p>	
<p>解体工事に伴う運搬費＝運搬費＋諸経費＋消費税相当額</p>		

(平成 23 年 5 月 2 日付「災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について」環境事務次官通知の一部)

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業費国庫補助交付方針

第 1 目的

今般の東日本大震災（以下「大震災」という。）では、空前の大規模津波により膨大な災害廃棄物が生じている。本交付方針は、このような特別の事情に鑑み、市町村における災害等廃棄物処理事業の推進を支援し迅速なる復興を進めるため、「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」（平成 19 年 4 月 2 日環廃対発第 070402002 号環境事務次官通知の別紙）（以下「交付要綱」という。）により補助するうえで、必要な事項を定めることにより、補助金の適正な執行と円滑な運用を図ることを目的とする。

第 2 補助対象事業の範囲

1. ごみ処理事業

- (1) 大震災により生じた災害廃棄物（自動車、船舶を含む。）の収集・運搬及び処分を行う処理事業（公物管理者が存在する地域において、災害廃棄物を市町村が実施主体となって処理する事業を含む。）であって、民間事業者及び市町村への委託を含むものとする。
- (2) 大震災により、市町村が解体の必要があると判断した家屋・事業所等であって、災害廃棄物として処理することが適当と認められるものについて市町村が行う解体、収集・運搬及び処分を含むものとする。

なお、上記解体処理事業については、特定被災地方公共団体等並びに財政援助法第 2 条第 3 項に規定する特定被災区域（以下「特定被災区域」という。）の市町村及びこれに準ずる市町村として環境大臣が認めるものが行う事業に限るものとし、個人住宅、分譲マンション、賃貸マンション（中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者（中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者並みの公益法人等を含む。以下「中小企業者」という。）が所有するものに限る。）及び事業所等（中小企業者が所有するものに限る。）を対象とする。

- (3) 特定被災地方公共団体等及び特定被災区域の市町村内に事業所を有する大企業であって、次の要件のいずれかを満たす場合、大震災により生じたがれきの収集・運搬及び処分を市町村が実施する場合は対象とする。

- ① 大震災発生後 2 月間の売上額若しくは受注額が前年同期に比して 100 分の 20 以上減少したもの
- ② 対象事業者と対象市町村内に事業所を有する事業者との取引依存度が 100 分の 20 以上のもの
- ③ 対象市町村内にある企業の事務所の従業員数の割合が 2 割以上のもの

2. し尿処理事業

大震災により、市町村が特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等より排出されたし尿の収集・運搬及び処分を行う事業。

第 3 補助対象経費

補助対象となる経費は、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」（平成 23 年 5 月 2 日環廃対発第 110502003 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策